



安全で安心な住まいづくりのために

# 住宅補助制度が利用できます

市では、住宅整備に関するさまざまな支援を行っています。支援を希望する場合は、相談してください。

## 住宅リフォーム補助

市内の施工業者を利用して住宅のリフォーム工事を行う場合に、その費用の一部が補助されます。

**対象**／市内に住所があり、住宅を所有し居住している人  
**対象工事**／市内の施工業者によるリフォーム工事で、工事金額が20万円以上のもの  
**補助額**／工事に要した費用の10分の1以内で20万円まで

※対象住宅1棟につき1回。  
**申込期間**／4月7日(月)～5月9日(金)

※申し込み多数の場合は、予算の範囲内で抽選。

**申し込み方法**／工事の契約前に、都市整備課にある申込書に必要事項を記入し、見積書を添えて提出してください。

## 無料住宅相談会を開催

木造住宅の耐震化促進策の一

環として、一般診断法による無料耐震診断を行います。診断には図面が必要になるため、事前に準備してください。

**期日**／5月16日(金)、6月16日(月)  
8月16日(土)、10月16日(木)、12月16日(火)、令和8年2月16日(月)  
**時間**／午前9時～午後5時  
※要予約、1人1時間まで。

**場所**／都市整備課  
**持ち物**／建築確認書類、図面など

## 木造住宅の耐震診断費・耐震改修補助

**対象**／市内に住所があり、住宅を所有し居住している人

**対象住宅**／昭和56年5月31日以前に建築や着工した、市内の木造一戸建て住宅や併用住宅  
**補助額**／●診断・要した費用の2分の1以内で4万円まで

●改修・要した費用の3分の2以内で100万円まで  
※対象住宅1棟につき1回。

**申し込み方法**／耐震診断や耐震改修設計を依頼する前に、都市整備課にある申請書に必要事項を記入し、提出してください。

## 危険なブロック塀などの撤去補助

**対象**／道路に面した危険なブロック塀などを所有する人  
※対象となるブロック塀などのくわしい内容は、都市整備課で確認してください。

**補助額**／撤去にかかった費用の2分の1か、撤去する対象部分の長さ1m当たり5,000円を乗じた額のいずれか少ない額で10万円まで

**申し込み方法**／工事の契約前に、都市整備課にある申請書に必要事項を記入し、見積書を添えて提出してください。

**申し込み・問い合わせ先**  
都市整備課建築住宅班

☎62・5895

4月1日(火)から受け付けを開始

## 住宅用省エネルギー設備設置補助金を交付

家庭での地球温暖化対策を促進するため、対象設備の設置費用の一部が補助されます。補助金の交付は、対象設備ごとに1住宅につき1回限りです。

**対象**／次の全てに該当すること

- 申請者が居住する市内の住宅に対象設備を設置・所有している
- 事業完了の日から30日以内か、令和8年3月10日(火)のいずれか早い日までに実績報告書を提出できる
- 世帯全員が市税を滞納していない

**対象設備と補助額**／右表のとおり ※設備は全て未使用品に限り、設置済みや購入済みの場合は対象外です。

**申し込み方法**／設備の設置工事や購入の30日前までに、市ホームページから入手できる申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えて提出してください。

補助金の交付要件や対象設備などのくわしい内容は、市ホームページで確認してください。

| 設備の種類と主な要件                                                                         | 補助額                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 家庭用燃料電池システム(エネファーム)<br>※停電時自立運転機能があるもの。                                            | 10万円                                       |
| 定置用リチウムイオン蓄電システム<br>※住宅用太陽光発電設備を併設すること。                                            | 7万円                                        |
| 窓の断熱改修<br>※既存の住宅に設置された窓の改修であること。                                                   | 設備本体購入費および設置工事費の4分の1以内で8万円まで<br>(千円未満切り捨て) |
| 電気自動車(EV)／プラグインハイブリッド自動車(PHV)<br>※申請者が居住する住宅に太陽光発電設備が設置され、発電した電気をEVまたはPHVに充電できること。 | ●V2H充放電設備の設置あり15万円<br>●V2H充放電設備の設置なし10万円   |
| V2H充放電設備<br>※住宅用太陽光発電設備を設置し、EVまたはPHVを導入すること。                                       | 設備本体購入費の10分の1以内で25万円まで<br>(千円未満切り捨て)       |

申し込み・問い合わせ先

環境課環境政策班(☎62-5328)